



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 アンジェス MG株式会社
代表者名 代表取締役社長 山田 英
(コード番号 4563 東証マザーズ)
問合せ先 経営企画部長 米尾 哲治
電話番号 03-5730-2641

第三者割当による新株式発行（第4回割当）の発行見合わせ及び 有価証券届出書の取下げに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 20 日発表の「株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」（以下「当初お知らせ」といいます。）に記載の株式発行プログラム（以下「本プログラム」といいます。）に関し、本日開催の取締役会において、第4回割当による新株式発行を見合わせることを決議し、併せて平成 27 年 3 月 20 日に関東財務局長へ提出しておりました第4回割当に係る有価証券届出書を取り下げることと決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 第4回割当による新株式発行を見合わせた理由

今回の資金調達には、当社が EVO FUND を割当予定先とする第三者割当増資を、本プログラムで予め定められた期日に全 6 回の割当によって行うものです。本プログラムの概要及び各回の割当の詳細につきましては、「当初お知らせ」の I. 1 記載の「本プログラムの内容」をご参照ください。

本プログラムにおいて、各回の割当については、当社と割当予定先との間の合意により、割当決議日及び払込期日を変更することができ、かかる変更を行う場合には、当該割当についての有価証券届出書を取り下げたうえで新規に有価証券届出書を提出することになります。

当社が、平成 27 年 3 月 20 日に本プログラムの設定及び第 1 回割当について「当初お知らせ」で公表した後、当社の株価が急激に変動したことを踏まえ、当該時点では第 2 回割当による新株発行を行わないこととし、割当決議日及び払込期日を変更することといたしました（平成 27 年 4 月 7 日発表の「第三者割当による新株式発行（第 2 回割当）の発行見合わせ及び有価証券届出書の取下げに関するお知らせ」をご参照ください。）。株価の急激な変動についてはその原因となる異常な事由や事態等は見当たらなかったため、当社が、平成 27 年 4 月 24 日に第 3 回割当について「EVO FUND に対する第三者割当による新株式発行（第 3 回割当）に関するお知らせ」（以下「第 3 回お知らせ」といいます。）で公表したとおり、第 3 回割当に係る決議を行いました。しかしながら、その後、当社の株価は更に下落し、現在までのところ、本プログラムに基づき発生する希薄化の規模に照らしても、当社の株価は非常に低い水準で推移しております。この結果、第 1 回割当において発行価額の決定の基準となった株価は 1 株 299 円及び第 3 回割当において発行価額の決定の基準となった株価は 1 株 244 円に対して、第 4 回割当に係る割当決議日の直前営業日（平成 27 年 5 月 11 日）の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値は 1 株 239 円となっております。当社としては、このような株価水準で第 4 回割当を実施したとしても十分な額の資金調達を実現することができず、また、既存株主に与える希薄化の影響が大きくなることから、現時点においては第 4 回割当を実施しないことが適切であるとの判断に至りました。

そのため、当社は、割当予定先と協議を行い、現時点では第 4 回割当による新株発行を行わないこととし、割当決議日及び払込期日を変更することといたしました。そこで、当社は、本日開催の取締役会において、当初想定されていた日程での第 4 回割当による新株式発行を見合わせる事及び平成 27 年 3 月 20 日に関東財務局長へ提出しておりました第 4 回割当に係る有価証券届出書を取り下げることと決議いたしました。

現時点では、当社と割当予定先との間では、日程を変更した上で第4回割当を実施する場合の具体的な割当決議日及び払込期日について合意はできておりませんが、日程を変更した上で第4回割当を実施する場合には、第6回割当の払込期日後の平成27年7月3日以降の日を割当決議日として行われることとなります。変更後の第4回割当に係る割当決議日及び払込期日につき合意がなされた場合には、新規に有価証券届出書を提出し、速やかにお知らせいたします。

なお、第1回割当については、平成27年4月6日に発行価額の総額343,750,000円（当社普通株式1,250,000株、1株あたりの発行価額275円）の払込みが完了しております（平成27年4月6日発表の「第三者割当による新株式発行の払込完了に関するお知らせ」をご参照ください。）。第2回割当については、上記のとおり、当初想定されていた日程での新株発行を行わないこととし、割当決議日及び払込期日を変更することといたしました。日程を変更した上で実施する場合の具体的な割当決議日及び払込期日について現時点では合意はできておりませんが、今後当社と割当予定先との合意により日程を変更した上で第2回割当を実施する場合は、平成27年7月3日以降の日を割当決議日として行われることとなります。ただし、かかる変更後の第2回割当に係る割当決議日は、平成27年7月31日より後の日となることはありません。また、第3回割当については、平成27年5月11日に発行価額の総額392,000,000円（当社普通株式1,750,000株、1株あたりの発行価額224円）の払込みが完了しております（平成27年5月11日発表の「第三者割当による新株式発行の払込完了に関するお知らせ」をご参照ください。）。

「第3回お知らせ」の4.（1）「調達する資金の額（差引手取金概算額）」に記載のとおり、本プログラムによる全6回の割当を通じた差引手取金概算額として2,627,750,000円が見込んでおります。しかしながら、現時点においては、第1回割当及び第3回割当により、差引手取金概算額724,750,000円の資金調達が完了したのみです。他方、第2回割当及び第4回割当による新株式発行を見合わせ、これらの割当については現時点では割当予定先との間でその実施の日程について合意できておりません。そのため、今後割当予定先との間で合意ができず、これらの割当の実施がなされなかった場合には、見込まれる差引手取金額は1,676,250,000円となり、資金調達額が大幅に減少することとなります（なお、第5回割当及び第6回割当については、下記2.をご参照ください。）。

本プログラムに基づく資金調達は、（i）NF-κB デコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験、並びに（ii）NF-κB デコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の実施及び準備に必要と見込まれる費用を調達することにあります。他方、上記（i）及び（ii）に必要となる費用の具体的な内容、額及び支出時期については、「当初お知らせ」のⅡ. 3.（2）「調達する資金の具体的な使途」及び「第3回お知らせ」の4.

（2）「調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりとなっております。そのため、上記のように、資金調達額が大幅に減少することになった場合には、本プログラムに基づき調達された資金では、かかる費用の全額について賄うことができないこととなります。当社としては、アトピー性皮膚炎及び椎間板性腰痛症を対象としたNF-κB デコイオリゴの開発を前進させるために、今後、新規提携先確保による契約一時金の調達及び株式市場やマーケット状況を勘案しその他エクイティ・ファイナンスによる資金調達等の施策を講ずることにより随時その不足分の調達を検討していくこととなります。

2. 今後の割当について

上記1.に記載のとおり、当社と割当予定先との間では、日程を変更した上で第4回割当を実施する場合の具体的な割当決議日及び払込期日について合意はできておりませんが、今後当社と割当予定先との合意により日程を変更した上で第4回割当を実施する場合には、第2回割当と同様に、平成27年7月3日以降の日を割当決議日として行われることとなります。ただし、かかる変更後の第4回割当に係る割当決議日は、平成27年7月31日より後の日となることはありません。また、変更後であっても第4回割当に係る割当数量は1,750,000株のままであり、変更されることはありません。なお、本プログラムに基づき6回を超える回数の割当がなされることはありません。

また、今回の新株式発行の見合わせ及び有価証券届出書の取下げは、本プログラムに基づく第4回割当に係るものであり、第5回割当及び第6回割当の各割当を対象とするものではありません。第5回割当及び第6回割当の各割当については、現時点においては、本プログラムにおいて予定された各割当に係る割当決議日に当該割当に係る割当決議を行う予定です。ただし、各回の割当については、当該割当に係る割当決議日において、割当制限事由が存在する場合には、当社は、当該割当に係る割

当決議を行わず、その時点で当該割当に係る有価証券届出書を取り下げます。また、当社の選択により、各回の割当については、当該割当に係る割当決議日（同日を含まない。）の3取引日前の日までに割当予定先に対して通知を行うことにより、当該割当を行わないことができます。かかる場合には、当社は、その時点で当該割当に係る有価証券届出書を取り下げます。さらに、上記に記載のとおり、各回の割当については、当社と割当予定先との間の合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。かかる変更を行う場合には、当該割当についての有価証券届出書を取り下げたうえで新規に有価証券届出書を提出します。ただし、かかる変更後の割当決議日は、平成27年7月31日より後の日となることはありません。なお、本プログラムに基づき6回を超える回数の割当がなされることはなく、また、各回の割当における割当数量が変更されることもありません。

（ご参考）

今回発行を見合わせることを決議した第4回割当による新株式発行の概要

(1)	割 当 決 議 日	平成27年5月12日
(2)	払 込 期 日	平成27年5月28日
(3)	発 行 新 株 式 数	普通株式1,750,000株
(4)	発 行 価 額	未定（注1）
(5)	調 達 資 金 の 額	未定
(6)	募 集 方 法	第三者割当の方法による。
(7)	割 当 予 定 先	EVO FUND
(8)	その他	割当については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。また、当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式の引受けに係る第三者割当て契約を締結する予定です。

（注1）1株あたりの発行価額は、本プログラムに基づき、平成27年5月11日の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の92%（小数点以下四捨五入）とする予定でした。